

人権週間

12月4日～10日までの1週間

みんなで築こう 人権の世紀
～考えよう 相手の気持ち

育つよう 思いやりの心

人権週間は、家庭で、職場で、学校で、家族と、みんなと人権を考える1週間です。

男女差別、障がい者差別、外国人差別、部落差別など、あらゆる差別や偏見をなくし、みんなが明るく暮らせる社会を作りたいものです。そのためには、わたしたち一人ひとりが、人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持つことがとても大切です。

今一度、身近なことから人権を考えてみませんか。

人権のことについて相談のある方は、お近くの人権擁護委員・事務局・役場まで、お問い合わせください。

日高町人権擁護委員、和歌山地方法務局御坊支局、日高町では、次の日程で街頭啓発を行います。

～互いを活かし、共に生きる～

《女性が生きがいを持つて様々な分野で活動を続けて行くには、何が大切な：》

【困りごと、心配ごとでお悩みの方へ】

人権擁護委員か、左記の人権相談窓口までお気軽にお電話ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

◆受付 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 (12/29～1/3 休日を除く)

◆面談による相談窓口
和歌山地方法務局御坊支部
(御坊市蘭369-6)

◆電話による相談窓口
・子どもの人権110番 (0120-007-110)
・女性の人権ホットライン (0570-070-810)
・右記以外の専用相談電話 (0570-003-110)

人権のつどい

■とき 平成26年12月6日(土)

■場所 みなべ町ふれ愛センター (保健福祉センター)

■内容

1部 13時～14時10分

「第34回全国中学生人権作文コンテスト」和歌山県大会表彰式と作文朗読

2部 14時20分～15時20分

トーク&コンサート

「～互いを活かし、共に生きる～」

《女性が生きがいを持つて様々な分野で活動を続けて行くには、何が大切な：》

～互いを活かし、共に生きる～

■出演

田中ゆかさん(うたとハーブ)

伊藤ひろしさん(パーカッション)

■参加 事前申込み

■参加 氏名、連絡先、参加人数等

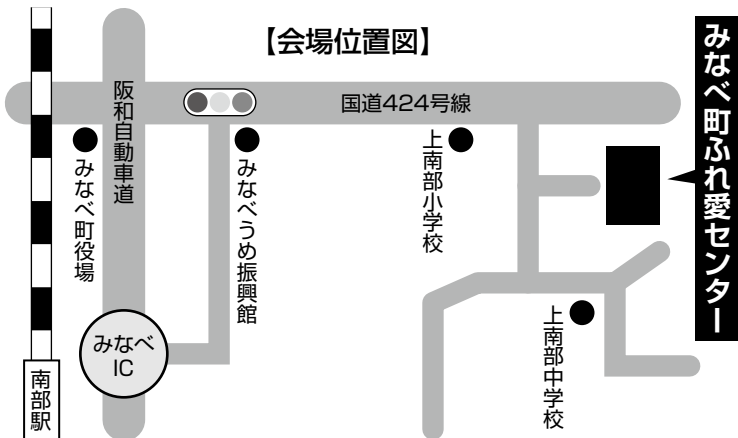
■定員 200名(入場無料)

■申込 日高振興局総務県民課

(024-2936 FAX 24-2906)

※電話による受付は、土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時45分までとなっています

【会場位置図】



子ども医療費制度 のしくみ

子ども医療費制度は、中学3年生までのお子さまを対象に、医療費の一部を助成する制度です。

対象は、町内にお住まいのすべての0歳～15歳のお子さま

保護者の所得に関係なく、日高町内に住所を有する0歳～15歳（出生から中学3年生終了時まで）のすべてのお子さまが対象です。

医療費の助成（外来・入院）

通院と入院にかかる保険診療の自己負担分を助成します。

ただし、入院中の食事代、保険のきかない差額ベッド料などは助成の対象になりません。

申請が必要です

助成を受けるには、町への申請が必要です。

申請時には、健康保険証と印鑑をご持参ください。（転入された場合は、前住所地での課税証明書が必要な場合があります）

出生のときには出生届と、転入のときには転入届と一緒に申請してください。

また、対象のお子さままたは保護者の氏名を変更したとき、

転居したとき、加入している医療保険の変更があったときは、必ず届出をしてください。

医療を受けるとき

◆和歌山県内の医療機関で
受診するとき

医療機関の窓口へ、子ども医療受給者証と健康保険証を出してください。保険診療の自己負担分は、町へ請求されますので、本人の支払いはありません。

児童扶養手当法の 一部が改正されます

これまで、公的年金（※）を受給されている方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

児童扶養手当を受給するためには、住民福祉課への申請が必要です。

※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など



◆和歌山県外の医療機関で
受診するとき

- 1 医療機関の窓口へ、健康保険証を出してください。
- 2 保険診療、保険外診療にかかわらず自己負担分を支払い、保険点数が確認できる領収書などをもらってください。
- 3 住民福祉課窓口へ、領収書、受給資格証、印鑑、金融機関の通帳（ゆうちょ銀行を含む）をご

今回の改正により

新たに手当を受け取れる場合

- ・ お子さまを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ・ 父子家庭で、お子さまが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・ 母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さまが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合など。

新たに手当を受給するための 手続き

新たに児童扶養手当を受給するためには、住民福祉課への申請が必要です。

平成26年12月より前であったも、事前に申請が可能です。

持参のうえ、支給申請をしてください。

申請額を審査し、後日決定額を支給します。

なお申請は診療日から5年以内にお願います。5年を過ぎると無効になります。

詳しくは、住民福祉課（☎63・3800）まで。

支給開始日

◆手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月末までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から支給できます。

◆平成26年12月～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

詳しくは、住民福祉課（☎63・3800）まで。